

総務委員会会議録

平成23年5月18日(水)

(開会) 10:08

(閉会) 10:52

案件

1. 議案第39号 専決処分の承認(平成22年度飯塚市一般会計補正予算(第6号))
2. 議案第40号 専決処分の承認(平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第1号))

報告事項

1. 県知事・県議会議員一般選挙における投票所入場券の誤送付について
(選挙管理委員会事務局)
2. 飯塚市議会議員一般選挙における市ホームページ上の候補者党派の誤掲載について
(選挙管理委員会事務局)

委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「議案第39号 専決処分の承認(平成22年度飯塚市一般会計補正予算(第6号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

財政課長

議案第39号専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものであります。配布いたしております平成22年度補正予算資料、平成23年3月31日専決と書かれている分でございます。そちらで説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。今回の補正は、表の下に記載いたしておりますように、国の補正予算に伴う緊急総合経済対策事業の交付金の追加に伴う事業費等を補正するもので、一般会計で、5256万6千円を追加いたしております。

2ページのほうで補正予算の概要についてご説明をさせていただきます。まず歳入では、国庫支出金の地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金が追加交付されたことに伴い、4936万6千円を増額いたしております。市債では、事業費の確定による旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業債等3件の増額と、光交付金の追加交付による財源調整のため図書館施設整備事業債の減額をいたしております。

次に歳出ですが、総務費の財産管理費の減債基金積立金につきましては、今回補正の歳入増加等による財源調整を行い、将来の公債費に備え積立てるものでございます。教育費の小学校および中学校の教育振興費では、光交付金の追加交付に伴い学校図書費を増額し、図鑑、地図等の高額図書の充実を図るものでございます。図書館費におきましても、光交付金を活用いたしまして、郷土資料、貴重本、大型絵本などの高額図書や児童書の充実を図るものであります。繰越明許費の補正は、水道事業会計補助金および各所道路災害復旧工事、これは庄内工業団地2号線の道路災害復旧工事の件ですが、この2件につきまして、不測の事態により年度内の事業完了が見込めないため、追加するものであります。それ以外の図書館図書費及び小・中学校の図書費につきましては、光交付金の追加交付に伴う事業といたしまして、平成23年度に繰越して実施するものでございます。

以上、説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

宮嶋委員

長いんですけど、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金というのが4936万6千円で、これだけが今回出ているんですが、このうち公立図書館と小中学校の図書費ということで2千万円しか計上がされていません。これはどういうことかお聞きしたいんですが。

財政課長

平成22年の2月補正予算でこの光交付金の第1次配分分の補正の予算を計上させていただいております。その際は、事業費総額が9380万円ほどの総額の予算を計上させていただいておりますが、このうち1次配分で4857万4千円の交付金の額が通知されておりましたので、その分を含めたところで予算の組み立てをさせていただいております。今回5千万円ほどの追加がありましたので、2月の補正時点では一般財源、起債等を充当して財源措置してましたものを、今回の追加交付での財源に振り替えて行くと。さらに2千万円加えたところでの事業費の組み立てをさせていただいたというところでございます。

宮嶋委員

当初、2月の補正のときから追加があって、9千何百万円かぐらいの交付金が出てくるということはもともと分かっていた分ですか。

財政課長

2月計上時点では、2次配分分は一切こちらのほうは承知をしておりませんでした。2月時点では飯塚市のほうとしても一般財源を投入して、国の緊急経済対策事業に呼应しようというところでの予算計上をさせていただいております。

宮嶋委員

2月補正の時点ではこれだけの交付金だったけれども、それに上乘せをして、もっとやっぱり事業をやっているというふうに決心されたわけですが、追加が来たからまあそれで終わらせてしまおうというふうにちょっと聞こえたんですが、この2次配分というのが決まったのはいつですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:16

再開 10:16

委員会を再開いたします。

財政課長

2次配分の交付決定がされた日付としては、3月10日でございます。飯塚市のほうに通知がありましたのが、3月14日でございます。

宮嶋委員

2月の補正予算が出されたのはいつですか。

財政課長

2月8日でございます。

宮嶋委員

最初にこのお話を聞いたときに5千万円足らずの交付金の中から、倍ぐらいの事業をいろいろ組み立てられて、9300万円ですかね、組み立てられて、中身はちょっと私も一つ一つを詳しくは聞いていませんけれども、やっぱり本当に弱者に対する思いとか、そういうのが行政の中に見えてくる予算じゃなかったかなと思うんですが、そのあと追加で交付金 came たんで、そしたら新たに来たからその分をもっと追加して、もっと他の今ある分に予算を追加するとか、新しい施策というか、事業を何か展開しようかというふうにはならなかったのかなと思いますが、追加が来るという時点でどういう検討をされたのか、お聞きします。

財政課長

通知がまいりまして後期の増額ということを知りまして、補正の時期も過ぎておりまして、今回、専決という形でしか補正予算の計上ができませんでした。今回の光交付金の趣旨に沿ってですね、2月の補正のときにもご同意いただいております今回、知の地域づくりということで図書館の整備ということが重点的に取り上げられておりましたので、その分を補正させていただいております。その他の分につきましては、これまで一般財源を投入してやっていこうとしておりましたものが、今回この交付金の財源が充てられるようになりましたので、歳出のほうでも計上いたしておりますように、将来の公債に備えた減債基金の積み立てのほうに回させていただきますということでございます。

宮嶋委員

やっぱり回さないで、もっとこういうのをやったらどうかとか、課にいろいろ問い合わせればね、もっとこんな事業をしたいんですというようなものも出てくるじゃないかなと思うんですよね、もっともっとならぬ。そこら辺の検討をされたのかどうかを。

財政課長

今回、専決予算という形でございましたので、そういう議論をいただく暇がございませんでしたので、ご同意いただいていた図書費のほうだけで追加をさせていただいたということをしていただいております。

宮嶋委員

交付金の概要をいただいたんですが、一番下に「一定の条件のもとで一部を基金に積み立て平成23年度以降の地方単独事業の財源とすることもできる」というふうに書いてありますので、このことで新たに今年度担当課からいろんな要望が上がってくれば、そのほうに充当するということはできるんですか。

財政課長

充当はできますが、2月に計上しました折に、各課にこういう交付金対象事業の調査を全部かけておりましたので、大体それは全て網羅した中で計上させていただいております。ですので、今回は新たに、委員おっしゃるように各課にですね、さらに再調査という形は取っていません。取らなかった理由は先ほど申し上げましたように、専決という形の補正予算計上になりますので、ご協議いただく場がありませんので、こういった形での計上を取らせていただきました。

宮嶋委員

だから今後、ことしも新たにですね、こういう予算がこれくらいしかないということで、各課調整された部分があると思うんで、今後こういうことをやりたいとか、このことに対してもっと増額してもらいたいというような聞き取りなり、ヒアリングとかいろいろありますけど、そういうのをやって、いま減債基金に積み立てるようになっておりますが、このお金がそういうことに使えるかどうかをお聞きしているんです。

財政課長

この減債基金は将来の公債費に充てるために使うもので、そういった単独事業には使えません。委員がご心配してあるような常日頃ですね、総合政策のほうからも各事業課のほうにはこういう交付金があった場合にですね、対応できるような事業計画とそういったものを持っておくようにということで、総合政策課のほうから各事業課のほうには連絡をさせていただいております。

宮嶋委員

資料の一番下に書かれている「一定の条件のもと」というのがどういうことかわかりませんが、そういう単独事業、このための財源として取っておくということとはできないんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:23

再開 10:25

委員会を再開いたします。

財務部長

きめ細かな地域活性化については、いま住民生活に光をそそぐ交付金のことで質問をいただいておりますが、この分については事業計画を明確に国に報告いたしまして承認された分だけが対象となります。その中で対象事業としては、基金に積み立てて翌年度に繰り越すということも対象事業になっておりますけど、この基金積み立ても、翌年度どういうことにしますから基金に積み立てますよという計画書を出して、それが認められて初めて、基金に積み立てて翌年に使われるような状態になりますので、はっきり減債基金に積み立てて翌年に使うということについては、光交付金の対象事業とはなり得ないということでございます。

宮嶋委員

ではそのときにこういうふうな、もう用途まで決めて基金を確保しておかないといけなかったけど、できなかったということですね。ぜひね、その辺をやっぱり、時間がなかったと思いますけど、だからその辺をもっと工夫して、せっかく下りてきた交付金ですよ。最初の2月補正で出てきたときは、本当に補助金はこれだけなのに補正は倍されているから一般会計から繰り入れられたりしたんだらうと思ったけど、すごいなと思ったんですよ、大変な努力をされたんだらうと。そしたら、後からお金が下りてきたらもっとそれを何か工夫してね、そういうふうにする方法が、もっと努力がいったんじゃないかなというふうに思いました。

委員長

他に質疑はありませんか。

宮嶋委員

すみません。最初に一般会計から手当てされた分は、どこから出されたお金なんですかね。財政調整基金とかそういうところから出ていたお金ではない、2月補正の。

財政課長

2月の補正では、特に財政調整基金を取り崩してということではありませんでしたけど、他の補正の中で一般財源の余剰ができましたので、その分を財源として充てて予算を計上させていただいております。

宮嶋委員

減債基金積み立てに回されるというのはなぜでしょうか。財政調整基金に入れるとかいうこともできるわけでしょう。それをあえてこちらを取られた理由をお聞きします。

財政課長

2月の補正予算のときにもいろいろ議員の皆さま方にご説明をさせていただいておりましたが、現在飯塚市では合併後ですね、合併特例債を活用いたしまして、いろんな合併事業に取り組んでおります。合併特例債を使いますとき、95%の充当率でその年は5%の一般財源しかありませんが、将来、償還する際には交付税措置される残りの30%というのは、一般財源で手当てをしなければなりませんので、そういった償還時の公債費に備えて減債基金を積み立てて将来に備えようというところでの積み立てをさせていただいております。

宮嶋委員

財政調整基金に入れるのと、減債基金積み立てに回す、この違いは何かありますか。

財政課長

財政調整基金ですと、財源が不足する場合にはいろんな事業をしましたときに、不足した分には財源調整に使えますが、減債基金の場合ですと公債費の償還のほうに充当するという形になります。

宮嶋委員

そちらのほうがいいというふうに判断されたということですね。繰越明許費の水道会計補助金のことなのですが、これはどういうふうな工事なのかお聞きします。

財政課長

下水道課のほうからの連絡を受けておりますのは、概要書に記載しておりますように堀池浄水場の施設工事の分で地盤補強の基礎杭の施工調整に時間がかかったということで伺っております。その分で年度内に完了が見込めないため、繰越しの予算を計上させていただいております。

宮嶋委員

この工事は年内に完了予定だったのでしょうか。

財政課長

これは23年度にかけての事業になりますので、全体工事といたしましては23年度末に竣工予定でございます。今回の補助金にかかる分は22年度の出来高払いに関わりますので、一応9月に支払いをする予定となっております。

宮嶋委員

それでは23年度末までということであれば、工事が完了しなかったから指名停止だとか、なんとか、そういうことはないわけですね。

財政課長

そういったことはないです。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第39号 専決処分の承認(平成22年度飯塚市一般会計補正予算(第6号))」については承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。次に、「議案第40号 専決処分の承認(平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第1号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

財政課長

議案第40号の専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものであります。配布いたしております平成23年度補正予算資料、平成23年4月25日専決と書かれている資料でございます。そちらで説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。今回の補正は、表の下に記載いたしておりますように、国土交通省所管補助事業等事務費会計検査において、不適正な事務処理として指摘を受けました国庫支出金の返還に係る経費を補正するものでございます。一般会計で、484万3千円を追加いたしております。

2ページのほうで補正予算の概要についてご説明いたします。歳出で、土木費および災害復旧費の各費目におきまして、今回指摘を受けました国庫補助金の返還金及び加算金を計上し、歳入で、一番上の欄になりますが、財源調整のため財政調整基金の繰入金を追加いたしております。歳出の欄のひし形の印のところを書いてありますが、返還金の納入は、4月28日に行っております。

以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

宮嶋委員

国庫補助金の返還金のことですが、繰入金になっているんですね。返還金が総額で484万円の返還金ですかね、484万3千円。これの中身というか、それぞれについてどういうことで返還金が出てきたかということを財政課では把握をされていますか。

財政課長

昨年11月に各委員会のほうにご報告をさせていただきました分で、指摘の内容等についても把握をさせていただいております。

宮嶋委員

11月の経済建設委員会に提出された資料では、返還金が564万円ということになっていましたけど、今回少なくなっているんですが、これは何か精査されて、こういう金額になったんでしょうか。

財政課長

会計検査院の指摘額が前回ご報告しました564万円ほどですが、これに基づきまして国交省のほうとさらに調査にして詰めていました額で申しわけありません。今回計上いたしておりますのは、一般会計の分が484万円ですね。それと上下水道の会計のほうでも計上させていただいております。これには加算金が入っておりますので、指摘を受けました564万円とこれに加算金を加えました分が、今回、一般会計と企業会計のほうであげました補正予算額の総額になります。

宮嶋委員

その加算金というのは違約金みたいなものですかね、いくらですか。

財政課長

一般会計におきましては、加算金の分は約131万円となっております。年10.95%の加算がされております。

宮嶋委員

水道のほうは財政では把握されてないですかね。

財政課長

補正予算の概要書のほうに記載いたしておりますように、下水道事業会計のほうでは加算金が今回103万1千円を計上させていただいております。

宮嶋委員

中身ですけど、補助事業とは関係ない事業の物品購入っていうふうにありますけど、これが何なのか。また旅費への流用というふうに書いてありますけど、この中身についてちょっと教えてください。

土木建設課長

道路橋梁維持費の補償内容について、平成22年2月17日の国土交通省道路局所管の会計検査におきまして、平成18年度の鶴殿日ノ出町線道路改良工事の事務費におきまして差し換えが1件で、これは実際の納入品は長靴、雨がっぱ、伝票上ではビニールパッカーファイルプレートとしたものです。それから、翌年度の納入が3件で、これはコンデックス及び

都市計画課長

補助対象外ということの意味と理解しておりますけれども、まず物品ですけども、数はございませんけども、国庫補助事業の施工と関係のないものを市でする施工事業に物品を購入したということが対象外となったりします。住宅の、ちょっと詳しくはわかりませんが連続伝票を買ったというのがひとつ上がっています。それと具体的なものとして旅費です。国への要望ということで出張しておりましたが、当該年度の事業なものですから、要望は対象外というこ

とで指摘されております。その2点が代表的なものです。

宮嶋委員

対象にならないような物品を買ってしまったということでしょうけど、それとその旅費がちょっとわからないんですが、出張にいかれたんだろうと思いますが、こちらでは該当すると思っていたけど該当しなかったというふうなことでいいですかね。

都市計画課長

国への要望ですから、国の国交省に行っておりますけども、要望ということは来年度の事業のことですから、当該年度では処理してはいけないということで指摘を受けております。

宮嶋委員

今お聞きしたように、国庫補助金というのも飯塚市民が納めた、国民が苦勞して納めた税金だと思えますよ。今はこういう情勢の中で、中小企業の方も仕事がなく大変な状況になってある。失業された方も多くて、本当に大変な思いをして皆さん生活されています。特に飯塚市では税金を滞納すると、差押えだとか、飯塚市だけじゃないんでしょうけど、国民健康保険税を滞納すると保険証を取り上げられて、病院にもかかれない。こういう訴えをたくさん聞きます。こういう中でいま初歩的なミスとかいうことの積み重ねなんではしょうけども、それでも加算金というのが234万円、これは本来出ていかないでいいお金であったわけですよ。こういう無駄遣いをやっぱりされると、本当に苦勞して税金を納めてある方のことを考えると、こういうことはやはりしてはいけないと思います。このことで市長のほうからは、きちっと職員のほうにいろいろ通達とかは出されたと思いますが、このことに関して市長の所見をお伺いして終わりたいと思います。

財務部長

委員、指摘のようにこういう補助金の執行につきましては、法律等に定められたとおりの執行をしなければならないということで、不適切な執行ということでこういう指摘を受けておりますので、こういうことの事態を受けまして、市長のほうから職員に対しての補助金執行の適正化について書類の中で経理の適性については万全を期すようにということで、職員に対しての通知も出されておりますので、今後そういうことに気をつけて取り組んでまいりたいということをおっしゃっています。

宮嶋委員

市長の感想なり、思いなりを聞きたいと思います。

市長

今の加算金に関しては本当に金利の大きなものととらえて、反省はいたしております。しかし説明の中にありましたように、出張の流れの中で陳情の要求に行った出張旅費が、その陳情は本年度の計上じゃなくて次年度における要求だから、それに対しては適当でないというような判断が下されたようで、それぞれ職員もですね、その辺のことは踏まえながら話をしていると思っておりますけれども、実際には結果として200万円ほどの課徴金を支払わなければならないようになったわけですから、その辺はしっかり意識を持って今後も事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第40号 専決処分の承認(平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第1号))」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、承認すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「県知事・県議会議員一般選挙における投票所入場券の誤送付について」及び「飯塚市議会議員一般選挙における市ホームページ上の候補者党派の誤掲載について」、以上2件の報告を求めます。

選挙管理委員会事務局長

4月に施行の選挙にかかわります報告させていただきます。まず1点目でございますけれども、県知事・県議会議員一般選挙におけます投票所入場券の誤送付についてでございます。4月10日執行の県知事・県議会議員一般選挙の投票所入場整理券の発送におきまして、3月18日に発送しておりますけれども、その中に抜き取るべき今回は選挙をすることのできない県外への転出者、184名の投票入場券が含まれていることが判明いたしました。3月22日の日に誤って発送しました県外転出者に対しまして、誤送付についての謝罪文書を発送し、出来る限りの回収に努めております。万が一、入場券を持参されまして、投票に来られましてもシステム上におきまして、投票ができませんけれども、今回の選挙におきまして1名の方が期日前に投票に来庁されております。ご説明の上、引き取っていただいております。今回のミスは1月より基幹系の電算システムのリプレイスによりまして、県外転出者の分につきましては、手作業で抜き取るという事務処理の変更が生じた関係で生じたものでございます。業者との連携が不十分であったことから生じたものでございまして、今後は業者と共同で手順書及びマニュアル等の整備を行いまして、事務処理の確認作業を行い事務に遺漏のないように努めたいと思います。

次に、2点目でございます。飯塚市議会議員一般選挙におけます市ホームページ上での候補者党派の誤掲載についてでございます。4月24日執行の飯塚市議会議員一般選挙におきまして、市のホームページ上に各選挙区ごとの候補者を掲載しております。その中で、筑穂選挙区及び庄内選挙区の掲載におきまして、候補者の党派名を無所属であるにも関わらず、一部党派を誤って記載しまして、4月22日の16時から翌23日の17時までの約1日間誤って掲載したものでございます。今回のミスは、ホームページ掲載の際に複数の者による確認が十分されておらず、また決済権者が確認を怠ったことからミスをしたもので、単純なるチェック漏れでございます。有権者、関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。今後は複数の者による確認作業を徹底いたしまして、今後このようなことがないように努めたいと思います。大変ご迷惑をかけて申し訳ありませんでした。

委員長

本件は報告事項でありますので、ご了承いただきたいのですが、内容が内容だけに質疑がございすれば受けたいと思いますが、質疑はありませんか。

明石委員

選管のほうのミスですけど、1点目の業者との連絡ミスということですが、これは2点目も同じですけど、本当にだれがどういうふうな形で責任を取ったのかということは、決めておられるんですか。ただのミスで済まされるわけですかね。

選挙管理委員会事務局長

2点目につきましては、業者の絡みというのはございまして、職員のチェックの漏れでございます。1点目の誤発送の件につきましては、平成23年1月1日で市の電算システムがリプレイスされまして、基幹系のシステムの業者が変更になっております。その関係で事務局側のする業務そのもののエリアと、業者さんのほうのするエリアのところの手間の連携が十分なされてなかった関係で、昨年までのシステムでは県外転出者というのがシステム上出力されな

いというようなシステムでございましたけれども、今回からのシステムは一たん出された後に職員が手作業で抜き取るという作業が必要だったものでございます。そのところの連携のミスでございます。

それと2点目の事務処理上のミスに係る処遇につきましては、現在、人事当局のほうに報告させていただいておりまして、近日中にそれなりの対応がされるものというふうを考えております。

明石委員

いま聞きましたら、やはり何か不透明な感じですね。やはり本当はこういうふうに出すんなら、こういう形で、こういう処理をしますというものをはっきり出すということが本当は仕事じゃないかなと思っておりますけど、このところの見解を。

総務部長

いま選管のほうからこの案件について説明がございました。委員のほうでご質問になります関係者の処分というお話でございましょうけども、いま選管のほうから報告書を人事のほうからもらっております。これを人事諮問委員会、ここにかけましてその結論を選管のほうにお返しをして、選管のほうでしかるべく処分という対応に今後なろうかと思っております。特別職につきましては、自らという形になろうかということでございます。

明石委員

わかりました。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。お諮りいたします。本委員会として所管事務について調査するため、「所管事務の調査」についてを閉会中の継続審査として付託を受け、調査期間は次期定例会までといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本委員会として「所管事務の調査」についてを閉会中の継続審査として付託を受け、調査期間は次期定例会までとすることに決定いたしました。なお、本件につきましては、会議規則第98条の規定に基づき、議長に申し出致します。

次に、所管事務調査に係る資料を本日配布しております。本件につきましては、次回の閉会中に委員会において議題とし、調査いたしますのでそれまでにご一読いただきますようお願い致します。以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。